ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関す平成四年法律第五十三号

(目的) る法律

第一条 この法律は、ゴルフ場等に係る会員契約にすることを目的とする。

2 この法律において「会員制事業者」とは、会額の金銭を支払うことを約する契約をいう。「指定役務」という。)を提供することを約し、「指定役務」という。)を提供することを約し、相手方がこれに応じて政令で定める金額以上の相手方がこれに応じて政令で定める金額以上の相手方がこれに応じて政令で定める金額以上の相手方がこれに応じて政令で定める金額以上の他スを担いて「会員契約」とは、当第二条 この法律において「会員契約」とは、当

者から会員契約に基づき指定役務の提供を受けるの法律において「会員」とは、会員制事業を行おうとする者を含む。)をいう。

員契約に基づき指定役務を提供する事業(以下

る者をいう。

う。 会員契約の締結の代理又は媒介を行う者をい 会の法律において「会員契約代行者」とは、

いう。
いう。
いう。
という。)のうち会員制事業者が下「拠出金」という。)のうち会員制事業者が下「拠出金」という。)のうち会員制事業者が以出金」という。)のうち会員制事業者に支払う金銭(以いる)とは、会員が会

(募集の届出)

なければならない。 三条 会員制事業者は、募集をしようとするところにより、次に掲げる事項を主務大臣に届け出ろにより、次に掲げる事項を主務大臣に届け出るによりとすると

げるもの 一 会員制事業者に関する事項であって次に掲

てはその代表者の氏名
イ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっ

びその調達方法
ロ 会員制事業を行うのに必要な資金の額及

権亰の内容に基づいて占有する場合にあっては、当該に基づいて占有する場合にあっては、当該ハ「指定役務に係る施設を所有権以外の権原

。 会員契約に関する事項であって次に掲げる 二 その他経済産業省令で定める事項

指定役務の内容

済産業省令で定めるもの当該施設についての計画に関する事項で経当該施設についての計画に関する事項で経の指定機の開設時期その他の

会員の数についての計画

ニ 拠出金の種類及び額

の有無及びその内容 会員に返還することを担保するための措置会員に返還することを担保するための措置 会員に返還することを担保するにの金銭を 会員に預託金の額及び据置期間並びに預託金 会員に預託金を支払わせる場合にあって

会員契約の変更に関する事項

事項 事項 との内容その他会員契約の解除に関する 解除することができる旨の定めがあるとき 解除することができる旨の定めがあるときを変更する場合において会員が会員契約を 会員制事業者が会員の数についての計画

関する定めがあるときは、その内容 損害賠償額の予定(違約金を含む。)に

する定めがあるとは、その内容リー会員契約に基づく会員の債権の譲渡に関

ヌ その他経済産業省令で定める事項 ヌ その他経済産業省令で定める事項の規定は、適項の規定により届け出た同項第一号に掲げる事項の規定により届け出た同項第一号に掲げる事項の変
定により届け出た同項第一号に掲げる事項の
変した後に、又は同項の規定により届け出た同項第一号に掲げる事項の変
をした後に、アは同項の規定による届出があっまうとするときは、この限りでない。

の返還につき、その額の二分の一以上の額に相て会員制事業者が会員に対して行うべき拠出金い。ただし、会員制事業者が改合ところにより、当該施設に係る施設が開設されないこととなった場合においい。ただし、会員制事業者が政令で定める者とい。ただし、会員制事業者又は会員契約代行者は、会算契約の締結時期の制限)

は、この限りでない。

(書面の交付)

第五条 会員制事業者又は会員契約代行者は、会事面を交付しなければならない。 (会員契約の締結の媒介を含む。) まるところにより、次に掲げる事項を記載しためるところにより、次に掲げる事項を記載しためるところにより、次に掲げる事項を記載した。

3

産業省令で定めるもの

の当該会員契約の概要であって経済産業省令で定めるものについて会員契約の内容及びその履行に関する事項

二 会員制事業者の業務及び財産の状況に関す 会員制事業者の業務及び財産の状況に関すらない。

一指定役務の内容及び提供時期

業省令で定めるもの 該施設についての計画に関する事項で経済産 一 指定役務に係る施設の開設時期その他の当

2

の内容 基づいて占有する場合にあっては、当該権原基づいて占有する場合にあっては、当該権原三 指定役務に係る施設を所有権以外の権原に

会員の数及び新たに会員契約を締結しよう

方法

五 拠出金の種類、額並びに支払の時期及びとする者の数

及びその内容

「会員に預託金を担保するための措置の有無に返還することを担保するための措置の有無な、預託金の額及び据置期間並びに預託金のは、預託金の額及び据置期間並びに預託金のなりに預託金を支払わせる場合にあって方法

七 会員契約の変更に関する事項

変更する場合において会員が会員契約を解除八 会員制事業者が会員の数についての計画を

事項を含む。) 十二条第一項から第三項までの規定に関する十二条第一項から第三項までの規定に関する事項(第することができる旨の定めがあるときはそのすることができる旨の定めがあるときはその

する定めがあるときは、その内容九 損害賠償額の予定(違約金を含む。)に関

十一 保証委託契約を締結している場合にあっる定めがあるときは、その内容 会員契約に基づく会員の債権の譲渡に関す

内容及びその履行に関する事項であって経済十二 前各号に掲げるもののほか、会員契約のては、その内容

第三条第一項の規定による届出をした会員制 第三条第一項の規定によるときは、あらかじめるものを変更しようとするときは、あらかじめるものを変更しようとするときは、あらかじめるものを変更しようとするところにより、会員を表示であるところによる届出をした会員制を三条第一項の規定による届出をした会員制

(情報通信の技術を利用する方法)

第五条の二 会員制事業者又は会員契約代行者は、当該書面を交付したものとは、前条各項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該顧客又は会員の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法であって経済産業報通信の技術を利用する方法であって経済産業報通信の技術を利用する方法であって経済産業報通信の技術を利用する方法であって経済産業を重要を表している。

第六条 会員制事業者又は会員契約代行者は、会員対称に関する事項について広告をするときは、指定役務の内容、指定役務に係る施設の概な、指定役務の内容、指定役務に係る施設の概要、会員の数についての計画その他の経済産業要、会員の数についての計画その他の経済産業を、会員の数についての計画その他の経済産業を、会員の数についての計画をがあるとうな表示をしてはならない。

第七条 会員制事業者又は会員契約代行者は、会 際し、会員契約に関する事項であって、顧客の げる行為をしてはならない。 判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつ 員契約の締結又は更新についての勧誘をするに (会員契約の締結又は更新についての勧誘等) 故意に事実を告げず、又は不実のことを告

のにつき、不実のことを告げる行為をしてはな 会員の判断に影響を及ぼすこととなる重要なも 的をもって、会員契約に関する事項であって、 会員制事業者は、会員契約の解除を妨げる目

(不当な行為等の禁止)

第八条 会員制事業者又は会員契約代行者は、 に掲げる行為をしてはならない。 次

- 約の解除を妨げること。 しくは更新についての勧誘をし、 威迫する言動を交えて、会員契約の締結若 又は会員契
- 一 会員契約に基づく債務又は会員契約の解除 拒否し、又は不当に遅延させること。 によって生ずる債務の全部又は一部の履行を 2
- 三 前二号に掲げるもののほか、会員契約に関 (書類の閲覧) けるものとして経済産業省令で定めるもの する行為であって、顧客又は会員の保護に欠 3

第九条 第三条第一項の規定による届出をした会 を記載した書類を、会員契約に関する業務を行 させなければならない。 う事業所に備え置き、会員の求めに応じ、 より、当該会員制事業者の業務及び財産の状況 員制事業者は、経済産業省令で定めるところに 閲覧 4 のは、無効とする。

第十条 主務大臣は、会員制事業者が第三条から 務に関し必要な措置をとるべきことを指示する きは、その会員制事業者又は会員契約代行者に 会員の利益が害されるおそれがあると認めると て、会員契約の締結及びその履行の公正並びに 項若しくは第八条の規定に違反した場合におい 条第一項若しくは第二項、第六条、第七条第一 に違反し、又は会員契約代行者が第四条、第五 第五条まで若しくは第六条から前条までの規定 ことができる。 会員契約の締結、更新又は解除に係る業

(業務の停止等)

第十一条 主務大臣は、会員制事業者が第三条か ら第五条まで若しくは第六条から第九条までの 規定に違反し、若しくは会員契約代行者が第四

> 行者に対し、一年以内の期間を限り、会員契約 合において、会員契約の締結及びその履行の公 の締結、更新又は解除に係る業務の全部又は一 会員契約代行者が前条の規定による指示に従わ あると認めるとき、又は会員制事業者若しくは 正並びに会員の利益が著しく害されるおそれが 七条第一項若しくは第八条の規定に違反した場 ないときは、その会員制事業者又は会員契約代 第五条第一項若しくは第二項、第六条、第

2 きは、その旨を公表しなければならない。 部を停止すべきことを命ずることができる。 (会員契約の解除等) 主務大臣は、前項の規定による命令をしたと

第十二条 会員は、第五条第二項の書面を受領し 払を請求することができない。 る。この場合において、会員制事業者は、当該 書面により会員契約の解除を行うことができ 会員契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支 た日から起算して八日を経過したときを除き、

ずる。 除を行う旨の書面を発した時に、その効力を生 前項の会員契約の解除は、当該会員契約の解

あった場合には、既に当該会員契約に基づき役 金銭の支払を請求することができない。 当該役務の提供により得られた利益に相当する 務が提供されたときにおいても、会員に対し、 会員制事業者は、第一項の会員契約の解除が 前三項の規定に反する特約で会員に不利なも

(指定の取消し等)

履行を公正にし、並びに会員の利益を保護する第十三条 主務大臣は、会員契約の締結及びその とともに、会員契約に基づく役務の提供を適正 会員制事業の種類を定めて会員制事業協会とし れるものを、その申請により、当該業務に係る 務を適正かつ確実に行うことができると認めら 又は一般財団法人であって、次条に規定する業 かつ円滑にすることを目的とする一般社団法人 て指定することができる。 (会員制事業協会)

2 務所の所在地並びに当該指定に係る会員制事業 きは、当該会員制事業協会の名称、住所及び事 の種類を公示しなければならない。 主務大臣は、前項の規定による指定をしたと

3 ない。 じめ、その旨を主務大臣に届け出なければなら 所の所在地を変更しようとするときは、あらか 会員制事業協会は、その名称、住所又は事務

4 ときは、当該届出に係る事項を公示しなければ ならない。 主務大臣は、前項の規定による届出があった

(会員制事業協会の業務)

第十四条 るため、前条第一項の規定による指定に係る会 員制事業に関し次に掲げる業務を行うものとす 会員制事業協会は、その目的を達成す

業者に対する指導、勧告その他の業務 他の法令の規定を遵守させるための会員制事 会員制事業を行うに当たり、この法律その

二 会員制事業に関し、契約内容の適正化その に対する指導、勧告その他の業務 他会員の保護を図るため必要な会員制事業者

三 会員制事業の業務に対する会員等からの苦

Ŧi. (改善命令) 協会の目的を達成するため必要な業務 会員制事業に関する広報その他会員制事業 預託金等に係る会員制事業者の債務の保証

第十五条 主務大臣は、会員制事業協会の前条に 認めるときは、会員制事業協会に対し、その改 善に必要な措置をとるべきことを命ずることが 規定する業務の運営に関し改善が必要であると できる。

第十六条 主務大臣は、会員制事業協会が前条の 規定による命令に違反したときは、第十三条第 一項の規定による指定を取り消すことができ

2 したときは、その旨を公示しなければならな 主務大臣は、前項の規定により指定を取り消

(報告及び立入検査)

第十七条 主務大臣は、この法律の施行のため必 ができる。 り、帳簿、書類その他の物件を検査させること 対し報告を求め、又はその職員に、会員制事業 要があると認めるときは、政令で定めるところ 者若しくは会員契約代行者の事業所に立ち入 により会員制事業者若しくは会員契約代行者に

2 はその職員に、会員制事業協会の事務所に立ち 産に関して報告若しくは資料の提出を求め、又 は、会員制事業協会に対しその業務若しくは財 な運営を確保するため必要があると認めるとき 入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳 主務大臣は、第十四条に規定する業務の適正

簿、 書類その他の物件を検査させることができ

しなければならない その身分を示す証明書を携帯し、 前二項の規定により立入検査をする職員は、 関係者に提示

4 限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈 してはならない。 第一項又は第二項の規定による立入検査の権

(経過措置)

第十八条 この法律の規定に基づき命令を制 則に関する経過措置を含む。)を定めることが断される範囲内において、所要の経過措置(罰 できる。 で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判 又は改廃する場合においては、その命令

(適用除外)

第十九条 この法律の規定は、この法律以外の めるものについては、適用しない。 律の規定であってこれにより会員の利益の保護 が確保されるものの適用を受ける契約の締結又 はその代理若しくは媒介の行為として政令で定

2 この法律の規定は、特別の法律に基づいて設 立された組合並びにその連合会及び中央会その 員と締結する会員契約については、適用しな 他の政令で定める者がその直接又は間接の構成

3 員制事業者として締結する会員契約について は、適用しない。 この法律の規定は、国又は地方公共団体が会

(主務大臣)

第二十条 この法律における主務大臣は、経済産 業大臣及び当該会員契約に係る役務を提供する 事業を所管する大臣とする。

(都道府県が処理する事務)

第二十条の二 この法律に規定する主務大臣の権 できる。 限に属する事務の一部は、政令で定めるところ により、都道府県知事が行うこととすることが

(権限の委任)

第二十一条 この法律により主務大臣の権限に属 する事項は、政令で定めるところにより、 支分部局の長に行わせることができる。

(罰則) 次の各号のいずれかに該当する者

第二十二条 一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に

処する。

た者 第七条第一項又は第二項の規定に違反し

第四条の規定に違反して、会員契約の締結は虚偽の届出をして募集をした者第三条第一項の規定による届出をせず、又

は虚偽の記載のある書面を交付した者規定する事項が記載されていない書面若しくして、書面を交付せず、又はこれらの規定に三 第五条第一項から第三項までの規定に違反

させるような表示をした者優良であり、若しくは有利であると人を誤認違する表示をし、又は実際のものより著しく」第六条の規定に違反して、著しく事実に相四の第六条の規定に違反して、著しく事実に相

大 第十七条第一項の規定による報告をせず、 第十七条第一項の規定による報告若しくは虚偽の資料の提出をし、又は同項の規定とは虚偽の資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは 第十七条第二項の規定による報告若しくは の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の第二十四条 法人の代表者又は法人不能人又は人に対は、行為者を罰するほか、その法人又は人に対け、使用人その他の従業者が、その法人又第二十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の

(施行期日)

施行する。 を超えない範囲内において政令で定める日から第一条 この法律は、公布の日から起算して一年

(経過措置)

第二条 この法律の施行の日から起算して三十日以内に」と 第二条 についての第三条第一項の規定の適用につい を経過する日までの間に会員制事業者が行う募 第二条 この法律の施行の日から起算して三十日

第三条 第四条の規定は、この法律の施行前にそ第三条 第四条の規定は、この法律の施行前に及るを表してはある。 第三条 第四条の規定は、この法律の施行前にそ

結については、適用しない。 員契約の締結があった施設に係る会員契約の締 2 第四条の規定は、この法律の公布の日前に会

は、適用しない。 の法律の施行前に締結された会員契約について第四条 第五条第二項及び第十二条の規定は、こ

七号) 抄附 則 (平成一一年七月一六日法律第八

(施行期日)

| 該各号に定める日から施行する。| 第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施

条、第百六十三条、第百六十四条並びに第二 百二条の規定 百五十七条第四項から第六項まで、第百六十 項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第 十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四 分を除く。)並びに附則第七条、第十条、第 規定(市町村の合併の特例に関する法律第六 係る部分を除く。)並びに第四百七十二条の に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定 九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項 (農業改良助長法第十四条の三の改正規定に 。) に限る。)、第四十条中自然公園法附則第 (両議院の同意を得ることに係る部分に限る 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五 (同法第二百五十条の九第一項に係る部分 第八条及び第十七条の改正規定に係る部 節名並びに二款及び款名を加える改正規 公布の日

(国等の事務)

第百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行後は、地方公共団体が法律は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律は、この法律の施行後は、地方公共団体をの他公共団体の事務(附則は、この法律の施行後は、地方公共団体の事務(附則は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の施行という。)

規定については、当該各規定。以下この条及び第百六十条 この法律(附則第一条各号に掲げる(処分、申請等に関する経過措置)

されている許可等の申請その他の行為(以下こされている許可等の申請その他の行為に好の表において「申請等の行為」という。)で、の条において「申請等の行為」という。)で、の条において「申請等の行為」という。)で、の条において「申請等の行為」という。)で、の条において「申請等の行為」という。)で、の条において「申請等の行為」という。)で、の条において「申請等の行為」という。)で、の条において「申請等の行為」という。)で、の条においる許可等の申請その他の行為(以下こされている許可等の申請その他の行為(以下こされている許可等の申請その他の行為(以下こされている許可等の申請その他の行為(以下こされている許可等の申請その他の行為(以下こされている許可等の申請その他の行為(以下こされている許可等の申請その他の行為(以下こされている許可等の申請その他の行為(以下こされている許可等の申請その他の行為(以下こされている許可等の申請その他の行為(以下こされている許可等の申請その他の行為(以下こされている。

第百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であって、当該処分庁の上級行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があったものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁ついては、施行日前に当該に規定する上級行政庁(以下すの下と、治該処分庁の上級行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁とみなされるおいて、当該処分庁の上級行政庁とみなされるであった行政庁とする。

る。 前項の場合において、上級行政庁とみなされて 前項の場合において、上級行政庁が地方公共団体の機関であるときは、
る行政庁が地方公共団体の機関であるときは、
2 前項の場合において、上級行政庁とみなされ

(罰則に関する経過措置)

附則第百六十三条において同じ。)の施行前に

可等の処分その他の行為(以下この条において改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許

の際現に改正前のそれぞれの法律の規定により「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行

る。 する罰則の適用については、なお従前の例によ 第百六十三条 この法律の施行前にした行為に対

(その他の経過措置の政令への委任)

(検討) 関する経過措置を含む。)は、政令で定める。 関する経過措置を含む。)は、政令で定める。 第百六十四条 この附則に規定するもののほか、

一六〇号) 抄 別 (平成一一年一二月二二日法律第一

(施行期日)

る日から施行する。 し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め は、平成十三年一月六日から施行する。ただ 第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)

第千三百四十四条の規定 公布の日 第千三百四十四条の規定 公布の日 、第千三百五条、第千三百二十六条第二項及び する法律附則の改正規定に係る部分に限る。) 及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正

三号) 抄附 則 (平成一二年五月一九日法律第七

(施行期日)

施行する。 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年

一二六号) 抄附 則 (平成一二年一一月二七日法律第

(施行期日)

一 第五百九条の規定 公布の日 該各号に定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施(施行期日) 号) 抄 日本四年六月一七日法律第六八 附 則 (令和四年六月一七日法律第六八日を経過した日から施行する。 日本経過した日から施行する。 (施行期日) 附 則 (平成二三年六月二四日法律第五〇日から施行する。 日から施行する。 則の適用については、なお従前の例による。第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰 (罰則に関する経過措置)